

四日市市告示第 3 3 2 号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成 19 年 12 月 21 日四日市市条例第 52 号）第 5 条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第 6 条第 3 項の規定により公聴会の開催を告示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

四日市市長 森 智広

1 都市計画の原案の名称・種類・位置及び区域

名 称：四日市都市計画生産緑地地区

種 類：四日市都市計画生産緑地地区の変更

(1) 農業従事者などから、生産緑地地区指定の申出があり、良好な都市環境の形成に資する優良な一団の農地と認められたものを生産緑地地区に指定する。

(2) 公共施設を設置する旨の通知があった農地、農業従事者の死亡、病気・けがなどで維持できなくなった農地又は、生産緑地地区の指定から 30 年が経過し、買取り申出の希望があった農地を生産緑地地区から除外する。

(3) 生産緑地としての指定要件が満たせなくなった農地を生産緑地地区から除外する。

位置及び区域：都市計画の図書において表示する。

2 都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 都市整備部都市計画課

閲覧期間：令和 7 年 4 月 2 2 日(火)から令和 7 年 5 月 1 3 日(火)まで

開庁日の 8:30～17:15

3 公聴会の開催の日時及び場所

日時：令和 7 年 5 月 1 9 日（月） 1 9 時から

場所：総合会館 7 階第 2 研修室

4 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第 3 条に規定する公述申出書（第 1 号様式）を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。

提出先：〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ

5 その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）